

吉備中央町国民保護計画修正の概要

1 計画修正の経緯

国では、平成 16 年 9 月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）を施行し、平成 17 年 3 月に、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」、「ゲリラや特殊部隊による攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」、「航空攻撃」の 4 つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について記載した「国民の保護に関する基本指針」を作成しました。

これに基づき、岡山県では、平成 18 年 3 月に「岡山県国民保護計画」が策定され、吉備中央町においても、平成 19 年 3 月に「吉備中央町国民保護計画」を策定しました。

その後、国では、「国民の保護に関する基本指針」の適宜の変更を実施し、直近では、平成 29 年 12 月に変更を行っています。また、岡山県においても、国の「国民の保護に関する基本指針」の変更等を踏まえ、適宜の修正を実施し、直近では、令和元年 1 2 月に「岡山県国民保護計画」の一部修正を行っています。

しかし、吉備中央町では、「吉備中央町国民保護計画」の策定後、これまで計画の見直しを実施していないことから、国の「国民の保護に関する基本指針」や「岡山県国民保護計画」の変更を踏まえるとともに、これらとの整合を図るため、この度、「吉備中央町国民保護計画」について必要な修正を行いました。

2 計画の主な修正点等

- (1) 「国民の保護に関する基本指針」、「岡山県国民保護計画」との整合を図った変更
 - ・ 指定公共機関や指定地方公共機関の事務又は業務の大綱の修正
(第 1 編－第 3 章－2 関係機関の事務又は業務の大綱)
 - ・ 対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態に NBC 攻撃（核兵器等、生物兵器、化学兵器）を追記
(第 1 編－第 5 章－2 NBC 攻撃)
 - ・ 警報等の情報伝達手段として、国の緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を追記
(第 2 編－第 1 章－第 3 通信の確保)
(第 2 編－第 1 章－第 4－2 警報等の伝達に必要な準備)
(第 3 編－第 4 章－第 1－1 警報の内容の伝達等・通知)
 - ・ 安否情報の収集体制の整備として、町職員に必要な研修・訓練として、安否情報システムの入力を追記
(第 2 編－第 1 章－第 4－3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備)

- ・町における実施する訓練として、NBC 対応訓練について追記
（第 2 編－第 1 章－第 5－2 訓練）
- ・武力攻撃の事態類型別避難の留意事項として、弾道ミサイル攻撃の場合について、平素より全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について周知に努める旨を追記
（第 3 編－第 4 章－第 2－3 避難住民の誘導）
- ・武力攻撃事態等への対処として、町等が実施する救援の内容について記載内容を充実
（第 3 編－第 5 章－4 救援の内容）
- ・県への安否情報の報告に当たり、安否情報システムの利用について追記
（第 3 編－第 6 章－2 県に対する報告）
- ・安否情報の照会受付時における本人確認書類や照合情報の項目を追記
（第 3 編－第 6 章－3 安否情報の照会に対する回答）
- ・被災情報の収集手段として、防災情報ネットワークシステム等の通信手段を追記
（第 3 編－第 8 章 被災情報の収集及び報告）

（2） その他

- ・町の行政組織改正や社会的条件、統計数値等の時点修正すべき情報について更新及び修正
（第 1 編－第 4 章 吉備中央町の地理的、社会的特徴）
（第 2 編－第 1 章－第 1－1 町の各課における平素の業務）
（第 3 編－第 2 章－1 町対策本部の設置）
- ・名称変更、表現の変更・精査・訂正に伴う修正
（第 2 編－第 2 章－6 生活関連等施設の把握等）等
- ・関係法令等の改正に伴う修正
- ・避難施設の更新及び修正